

奈良市公報

第 2 9 9 号

平成25年12月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則… 1
- 告 示
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 2
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集…………… 2
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 3
- 道路の位置指定…………… 4
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 4
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 7
- 住居表示等を実施すべき区域等の決定（2件）…………… 7
- 差押調書の公示送達（2件）…………… 7
- 配当計算書の公示送達…………… 8
- 平成25年度被表彰者の氏名等…………… 8
- 住居番号の設定…………… 9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 10
- 街区の区域の変更…………… 10
- 道路の位置指定…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 配当計算書の公示送達…………… 11
- 差押調書の公示送達…………… 11
- 配当計算書の公示送達…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 農業振興地域整備計画の変更…………… 11

- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 13
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了…………… 13
- 一般競争入札の実施（3件）…………… 13
- 市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示…………… 14

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 14
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 15
- 一般競争入札の実施…………… 15

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 15
- 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則…………… 16
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 21

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 21
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 21

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 22
- 農地部会の招集…………… 22

規 則

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第61号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成25年11月15日揭示済）

告 示

奈良市告示第720号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

河川改修工事（北野山町地内・大谷川支流）ほか8件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成25年11月1日揭示済）

奈良市告示第721号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称)入江泰吉旧居耐震補強及び改修
その他工事
- (2) 工事場所 奈良市水門町49番2
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年3月28日までとす

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
帝塚山幹線-41	奈良市三碓六丁目1099-1	奈良市三碓六丁目1103-1
鶴舞西第2幹線-3	奈良市鶴舞東町3172-3	奈良市鶴舞東町657-4
中山幹線-75	奈良市中山町1331-2	奈良市中山町1325-2
あやめ池北幹線-155	奈良市あやめ池北一丁目1327-5	奈良市あやめ池北一丁目1327-5
あやめ池南幹線-496	奈良市あやめ池南七丁目564-91	奈良市あやめ池南七丁目579-1
平松幹線-105	奈良市平松三丁目197-1	奈良市平松三丁目485
西ノ京幹線-30	奈良市西ノ京町185	奈良市西ノ京町185
高畑幹線-30	奈良市三条本町1127	奈良市三条本町1125
高畑幹線-31	奈良市三条本町1125	奈良市三条本町1125
高畑幹線-32	奈良市三条本町1125	奈良市三条本町1125
平城第3幹線-8	奈良市朱雀四丁目17	奈良市朱雀四丁目3-2

- (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予定価格 60,380千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限モデル型算出価格 51,042千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年11月1日揭示済）

奈良市告示第722号

奈良市営住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

（平成25年11月1日揭示済）

奈良市告示第723号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年11月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年11月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年11月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三碓六丁目、鶴舞東町、中山町、あやめ池北一丁目、あやめ池南七丁目、平松三丁目、西ノ京町、三条本町及び朱雀四丁目の各一部

平城第3幹線-9	奈良市朱雀四丁目3-2	奈良市朱雀四丁目3-2
平城第3幹線-10	奈良市朱雀四丁目3-2	奈良市朱雀四丁目3-2
平城第3幹線-11	奈良市朱雀四丁目3-2	奈良市朱雀四丁目3-2
平城第3幹線-12	奈良市朱雀四丁目3-2	奈良市朱雀四丁目3-2
平城第3幹線-13	奈良市朱雀四丁目3-2	奈良市朱雀四丁目3-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市朱雀三丁目13-1 平城浄化センター
(平成25年11月1日揭示済)

42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第724号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106080	奈良市東九条町185 シャンポール山添10 5	ケアステーションこどの	奈良市東九条町185 シャンポール山添10 5	株式会社 KIZUN A	平成25年 11月1日
2970106098	奈良市中町2313番地 の2	ケアプランセンターかご のき	奈良市中町2313番地 の2	株式会社 ケアブレ ン	平成25年 11月1日
2990100212	奈良市中登美ヶ丘三 丁目13番2	複合型サービス アップ ル登美ヶ丘	奈良市中登美ヶ丘四 丁目3番	医療法人 北寿会	平成25年 11月1日
2960190151	奈良市中登美ヶ丘三 丁目13番2	訪問看護ステーション アップル登美ヶ丘	奈良市中登美ヶ丘四 丁目3番	医療法人 北寿会	平成25年 11月1日
2970106106	奈良市南京終町七丁 目571番地3	訪問介護 Step	奈良市菅原町381番 地の3イナダハイッ 101号	株式会社 ぱんじー	平成25年 11月1日
2990100220	奈良市大宮町一丁目 5番35号	スーパー・コートJR奈 良駅前定期巡回随時対 応型訪問介護看護事業所	大阪府大阪市西区本 町一丁目7番7号	株式会社 スーパー・ コート	平成25年 11月1日
2990100238	奈良市法蓮町1348番 地	リッスンコミュニティー センター	滋賀県大津市南郷一 丁目2番17号	LISTEN株式会社	平成25年 11月1日
2970106114	奈良市中山町1324番 地1	デイサービス「桜和」	奈良市富雄北二丁目 8番15号	有限会社 ナイスケ アサポート	平成25年 11月1日
2990100246	奈良市中山町1324番 地1	安心サポートダイヤル 「桜」	奈良市富雄北二丁目 8番15号	有限会社 ナイスケ アサポート	平成25年 11月1日

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着

型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第115条の10第2号及び第115条の20第2号の規定により公示します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

【訪問介護・介護予防訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	

2970105736	奈良市雑司町368番地2	訪問介護ステーションポシブル飛鳥	大阪市中央区日本橋一丁目17番17号	ポシブル医科学株式会社	平成25年8月31日
2970102022	奈良市大安寺四丁目4-28	企業組合労協センター事業団奈良地域福祉事業所ワーカーズコープあ・うん	東京都豊島区池袋三丁目1番2号	企業組合労協センター事業団	平成25年11月1日

【小規模多機能型居宅介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100048	奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	小規模多機能型居宅介護アップル	奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	医療法人 北寿会	平成25年10月31日

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第726号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市東九条町125番地の1
申請者氏名	有限会社 ウェムラ 代表取締役 上村 正之
道路の位置	奈良市尼辻北町3290番1及び同番2の各一部

道路の幅員	最大4.02m 最小4.02m
道路の延長	18.82m
指定年月日	平成25年11月1日
指定番号	第H2504号

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第727号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成25年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102074	株式会社ライフィノベーション	630-8422	奈良県奈良市横井一丁目651番地の2	株式会社ライフィノベーション	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8-13	就労継続支援A型

2 指定年月日 平成25年10月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102082	社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会	635-0514	奈良県高市郡高取町大字観覚寺1382番地	チェリッシュ	630-8441	奈良県奈良市神殿町656番地4	就労継続支援A型

3 指定年月日 平成25年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102090	株式会社ばんじー	631-0842	奈良県奈良市菅原町381番地の3イナダハイツ101号	訪問介護Step	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目571番3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
2910100359	有限会社ホームヘルパーナースステーション	630-8043	奈良県奈良市六条一丁目3-41	訪問介護ステーションならまち	630-8043	奈良県奈良市六条一丁目3-41	行動援護 同行援護

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第728号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
 1 指定年月日 平成25年11月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。
 平成25年11月1日
 奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100512	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	プレゼントなかがわ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	計画相談支援

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第729号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
 1 廃止年月日 平成25年10月31日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。
 平成25年11月1日
 奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100011	企業組合労協センター事業団	171-0014	東京都豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6階	企業組合労協センター事業団奈良地域福祉事業所ワーカーズコープあ・うん	630-8134	奈良県奈良市大安寺四丁目4-28	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
2910101233	株式会社おたすけマン	630-8441	奈良県奈良市神殿町166-1 エスポワール・イヨ101号室	株式会社おたすけマン	630-8441	奈良県奈良市神殿町166-1 エスポワール・イヨ101号室	居宅介護 重度訪問介護

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第730号
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
 平成25年11月1日
 奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
 平成25年11月1日

3 移動対象区域
 JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
 奈良市大安寺西二丁目288-1
 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間
 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間
 午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項
 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 ア 移動費 自転車 2,000円
 原動機付自転車 4,000円
 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
 奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
 電話0742-34-1111代表
 (平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第731号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年11月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年9月9日 奈良市指令都整開 第13A-24号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年11月1日 第1381号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路五丁目96番2、97番の一部、100番1、100番2及び1059番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路五丁目4番35号
有限会社 ホリウチ 代表取締役 堀内眞治
(平成25年11月1日揭示済)

奈良市告示第732号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ハッピーデイリハビリ館	奈良県奈良市六条二丁目3-12	有限会社京西ハッピーサービス	平成25年4月15日
新	ハッピーデイリハビリ館 西ノ京	奈良県奈良市六条二丁目3-12	有限会社京西ハッピーサービス	

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居室 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年10月1日 平成25年10月1日
名称	主たる事務所の所在地		
リハビリデイサービス ルピナス	奈良県奈良市西木辻町200-58	居室 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年10月1日 平成25年10月1日
株式会社 ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号		
メイプルリーフ薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町1153番	居室 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年11月1日 平成25年11月1日
有限会社ファーストツリー	京都府相楽郡精華町精華台1丁目22-12		
メイプルリーフ薬局 朱雀店	奈良県奈良市朱雀一丁目5番17		
有限会社ファーストツリー	京都府相楽郡精華町精華台1丁目22-12	居室 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年11月1日 平成25年11月1日

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		

旧	医療法人松本快生会 訪問看護 ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市学園大和町五丁 目16	医療法人松本快生会	平成25年10月1日
新	社会医療法人松本快生会 訪問 看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市学園大和町五丁 目16	社会医療法人松本快生会	
旧	医療法人松本快生会 訪問看護 ステーション「さわやか」	奈良県奈良市鶴舞西町1番16 号	医療法人松本快生会	平成25年10月1日
新	社会医療法人松本快生会 訪問 看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市鶴舞西町1番16 号	社会医療法人松本快生会	
旧	医療法人松本快生会 西奈良中 央病院ケアプランセンター	奈良県奈良市鶴舞西町1番16 号	医療法人松本快生会	平成25年10月1日
新	社会医療法人松本快生会 西奈 良中央病院ケアプランセンター	奈良県奈良市鶴舞西町1番16 号	社会医療法人松本快生会	
旧	医療法人松本快生会 介護老人 保健施設大和田の里	奈良県奈良市丸山二丁目1220 -163	医療法人松本快生会	平成25年10月1日
新	社会医療法人松本快生会 介護 老人保健施設大和田の里	奈良県奈良市丸山二丁目1220 -163	社会医療法人松本快生会	

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人松本快生会 訪問看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	平成25年10月1日
新	社会医療法人松本快生会 訪問看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	
旧	医療法人松本快生会 訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市学園大和町五丁目16	平成25年10月1日
新	社会医療法人松本快生会 訪問看護ステーション「なでしこ」	奈良県奈良市学園大和町五丁目16	

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第736号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成25年11月25日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市民活動部地域活動推進課において閲覧に供します。別図省略

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第737号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成26年1月20日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市民活動部地域活動推進課において閲覧に供します。別図省略

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第738号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞

納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第739号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第740号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年11月5日揭示済)

奈良市告示第741号

奈良市表彰条例(昭和33年奈良市条例第1号)第7条の規定に基づき平成25年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成25年11月5日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部(15名、内1名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
植村 佳史	奈良市白毫寺町	条例第3条第1項第2号
橋本 和典	奈良市恋の窪二丁目	条例第3条第1項第5号
溝川 久男	奈良市佐紀町	条例第3条第1項第5号
今西 健策	奈良市百楽園四丁目	条例第3条第1項第5号
横田 圭司	奈良市東向中町	条例第3条第1項第5号
吉岡 正志	奈良市大宮町三丁目	条例第3条第1項第6号
山口 清和	奈良市神殿町	条例第3条第1項第6号
谷 健兒	奈良市南紀寺町二丁目	条例第3条第1項第6号
脇阪 春三郎	奈良市南京終町六丁目	条例第3条第1項第6号
開口 健二	奈良市南京終町七丁目	条例第3条第1項第6号
奥田 順美	奈良市油阪町	条例第3条第1項第6号
平野 正晃	奈良市三碓三丁目	条例第3条第1項第6号
吉松 道雄	奈良市菅原町	条例第3条第1項第6号
宮坂 利男	奈良市中貫町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部(68名、内5名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
村上 裕子	奈良市大宮町一丁目	条例第4条第1号
井上 哲夫	京都府木津川市	条例第4条第1号
澤田 啓二	京都府木津川市	条例第4条第1号
増田 友宏	奈良市登大路町	条例第4条第1号
岡本 年裕	奈良市西大寺新田町	条例第4条第1号
植田 和彦	奈良市紀寺町	条例第4条第1号
酒井 廣嗣	奈良市大安寺四丁目	条例第4条第3号
福本 孝	奈良市南紀寺町二丁目	条例第4条第3号
徳田 武利	奈良市北半田中町	条例第4条第3号
今西 英雄	奈良市西笹鉾町	条例第4条第3号
吉本 俊男	奈良市北袋町	条例第4条第3号
生田 正甚	奈良市花園町	条例第4条第3号
西村 貞臣	奈良市南京終町七丁目	条例第4条第3号
小谷 文夫	奈良市南京終町七丁目	条例第4条第3号

丸岡 賢一	奈良市元林院町	条例第4条第3号	今西 泰宏	奈良市上三条町	条例第4条第5号
國岡 利也	奈良市古市町	条例第4条第3号	原田 豊成	奈良市菅原町	条例第4条第5号
三宅 晴雄	奈良市佐紀町	条例第4条第3号	大谷 知章	奈良市法用町	条例第4条第5号
北中 征夫	奈良市尼辻南町	条例第4条第3号	乾 有良	奈良市大安寺七丁目	条例第4条第5号
西川 武夫	奈良市六条一丁目	条例第4条第3号	植野 惠靖	奈良市大安寺七丁目	条例第4条第5号
中本 充慶	奈良市学園赤松町	条例第4条第3号	奥村 雅昭	奈良市出屋敷町	条例第4条第5号
木村 花子	奈良市公納堂町	条例第4条第3号	岡田 誠	奈良市北椿尾町	条例第4条第5号
浅野 玲子	奈良市芝辻町二丁目	条例第4条第4号	久間 知子	奈良市青山七丁目	条例第4条第6号
大川 博文	奈良市杉ヶ町	条例第4条第4号	中村 明	奈良市富雄元町二丁目	条例第4条第6号
岡本 貞夫	奈良市神功五丁目	条例第4条第4号	池尾 元三朗	奈良市学園南三丁目	条例第4条第6号
岡本 光令	奈良市西大寺新田町	条例第4条第4号	壁谷 万佐彦	奈良市佐保台三丁目	条例第4条第6号
沖 千世	奈良市右京二丁目	条例第4条第4号	衣川 嘉雄	奈良市東包永町	条例第4条第6号
亀田 玲子	奈良市西大寺東町二丁目	条例第4条第4号	井上 壽久	奈良市邑地町	条例第4条第6号
仕田原 順子	奈良市中山町西三丁目	条例第4条第4号	田村 貞房	奈良市東城戸町	条例第4条第6号
寺町 容子	奈良市七条一丁目	条例第4条第4号	伊藤 福太郎	奈良市南永井町	条例第4条第6号
西口 清	奈良市杏町	条例第4条第4号	荻野 末子	奈良市左京三丁目	条例第4条第6号
平井 洋三	奈良市富雄北一丁目	条例第4条第4号	伊藤 俊子	奈良市出屋敷町	条例第4条第6号
平本 英彦	奈良市西大寺国見町一丁目	条例第4条第4号			
松田 日出子	奈良市六条一丁目	条例第4条第4号	善行表彰の部(7名)		
宮田 茂樹	奈良市鶴舞西町	条例第4条第4号	氏名	住所	事績
奥田 明弘	奈良市富雄北二丁目	条例第4条第4号	山本 和雄	奈良市四条大路一丁目	条例第5条第1号
上田 明	奈良市青野町	条例第4条第4号	杉岡 和子	奈良市学園南一丁目	条例第5条第1号
齊藤 喜久子	奈良市右京五丁目	条例第4条第4号	杉岡 徳弘	奈良市二名三丁目	条例第5条第1号
向野 幾世	奈良市若葉台四丁目	条例第4条第4号	杉岡 篤	東京都目黒区	条例第5条第1号
杉峰 英憲	広島県呉市	条例第4条第4号	加藤 嬌子	愛知県岡崎市	条例第5条第1号
青木 嘉子	奈良市若葉台四丁目	条例第4条第4号	金丸 厚子	宮崎県宮崎市	条例第5条第1号
松村 啓子	奈良市白毫寺町	条例第4条第4号	岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例第5条第1号
宮邊 鈴子	奈良市法蓮町	条例第4条第4号			
水野 剛志	奈良市矢田原町	条例第4条第5号	(平成25年11月5日掲示済)		
奥田 学	奈良市下狭川町	条例第4条第5号	奈良市告示第742号		
野口 隆治	奈良市神殿町	条例第4条第5号	奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。		
阿部 裕士	奈良市興ヶ原町	条例第4条第5号	平成25年11月6日		
			奈良市長 仲川 元庸		
			次のとおり省略		

(平成25年11月6日揭示済)

奈良市告示第743号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成25年11月6日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション アップル登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成25年11月1日 平成25年11月1日
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番		
複合型サービス アップル登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	複合型サービス	平成25年11月1日
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番		

(平成25年11月6日揭示済)

奈良市告示第744号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定をしましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成25年11月6日
奈良市長 仲川元庸

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示します。
平成25年11月7日
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション アップル登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	平成25年11月1日

申請者住所	京都府木津川市木津宮ノ裏200の13
申請者氏名	山善住建 代表者 山本 隆之
道路の位置	奈良市南京終町四丁目351番4及び352番4
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	28.025m
指定年月日	平成25年11月7日
指定番号	第H2502号

(平成25年11月6日揭示済)

奈良市告示第745号
奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。
平成25年11月6日
奈良市長 仲川元庸

(平成25年11月7日揭示済)

- 変更の年月日
平成25年11月25日
- 街区の区域の変更
西登美ヶ丘八丁目の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
別図1及び別図2省略
(平成25年11月6日揭示済)

奈良市告示第747号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成25年11月7日
奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第746号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年11月7日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京

駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年11月7日揭示済)

奈良市告示第748号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年11月8日揭示済)

奈良市告示第749号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年11月8日揭示済)

奈良市告示第750号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書(謄本)

- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年11月8日揭示済)

奈良市告示第751号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年11月9日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年11月11日揭示済)

奈良市告示第752号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年5月10日 奈良市指令都整開 第13A-6号
平成25年10月16日 奈良市指令都整開 第13A-6-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年11月11日 第1382号
公共施設 平成25年11月11日 第640号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市右京一丁目1番2、1番3及び1番8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市右京一丁目3番地の4
関西文化学術研究都市センター株式会社 代表取締役
社長 横山 哲郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 防火水槽
奈良市右京一丁目1番3の一部
(平成25年11月11日揭示済)

奈良市告示第753号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第

4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成25年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
 - (1) 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
 - (2) 都祁農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成25年11月11日揭示済)

奈良市告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年11月12日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施術の 種類	廃止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
神橋 勝俊		柔道整復	平成25年 7月10日
こどの鍼灸整骨院（神橋	奈良県奈良市神殿町303-1		

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
リッスンホームヘルプセンター	奈良県奈良市法蓮町1348番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年11月1日 平成25年11月1日
LISTEN株式会社	滋賀県大津市南郷一丁目2番17号		
リッスンコミュニティーセンター	奈良県奈良市法蓮町1348番地	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防 認知症対応型通所介護	平成25年11月1日 平成25年11月1日
LISTEN株式会社	滋賀県大津市南郷一丁目2番17号		
リッスンケアプランセンター	奈良県奈良市法蓮町1348番地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年11月1日
LISTEN株式会社	滋賀県大津市南郷一丁目2番17号		

(平成25年11月13日揭示済)

奈良市告示第757号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

勝俊)			
-----	--	--	--

(平成25年11月12日揭示済)

奈良市告示第755号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年11月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年11月12日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年11月12日揭示済)

奈良市告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月13日

奈良市長 仲川元庸

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年11月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成25年11月14日
3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年11月14日揭示済)

奈良市告示第758号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成25年11月14日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護 Step	奈良県奈良市南京終町七丁目571番地3	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年11月1日 平成25年11月1日
株式会社 ぱんじー	奈良県奈良市菅原町381番地の3イナダハイツ101号		

(平成25年11月14日揭示済)

奈良市告示第759号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定をしましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成25年11月14日
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
自分薬局 西大寺	奈良県奈良市西大寺南町17-3カーサ・ウェネス101号	平成25年11月1日

(平成25年11月14日揭示済)

奈良市告示第760号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成25年11月14日
奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年10月11日 奈良市指令都整開 第13A-29号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年11月14日 第1383号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路三丁目968番1の一部、968番2、974番1の一部及び974番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路三丁目3番8-5

有限会社そよ風倶楽部 代表取締役 森中 亮匡
奈良市四条大路三丁目1番10
森中 輝
(平成25年11月14日揭示済)

奈良市告示第761号
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成25年11月15日
奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項
道路新設工事（川上町地内他・（仮称）奈良阪川上線）ほか12件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
以下省略
(平成25年11月15日揭示済)

奈良市告示第762号
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成25年11月15日
奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項
測量設計業務委託（長谷町地内・東部第263号線）ほか1件（業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）
以下省略
(平成25年11月15日揭示済)

奈良市告示第763号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年11月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	戸籍副本データ管理システム等関連機器構築業務
業務内容	(1) 機器（ソフトウェアライセンス含む）等の調達 (2) 作業計画、移行設計、システム設計、運用設計 (3) 機器等の設置、LAN敷設、ネットワーク接続等 (4) FW設定 詳細は、「戸籍副本データ管理システム等関連機器構築業務委託 入札仕様書」のとおり
委託期間	契約の日から平成26年3月10日
業務場所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所
契約形式	委託契約

以下省略

(平成25年11月15日揭示済)

奈良市告示第764号

市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年11月15日

奈良市長 仲川 元 庸

市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示

市立奈良病院運営市民会議設置要綱（平成17年奈良市告示第253号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成25年11月15日から施行する。

(平成25年11月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第47号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理

規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年11月1日

奈良市水道事業管理者

池田 修

1 入札に付する事項

口径150耗配水支管改良、奈良市疋田町一丁目～疋田町二丁目地内ほか2件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市水道局告示第48号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年11月1日

奈良市水道事業管理者

池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 東部施設水質機器更新工事（北椿尾配水池、広岡配水池）
- 2 工事場所 奈良市北椿尾町地内 他1箇所
- 3 工事期間 契約の日から平成26年3月7日まで
- 4 工事概要 水質機器（濁色度計）の更新工事

- ・濁色度計 2台
濁度：透過光測定法
色度：透過光測定法
濁度、色度を個別に測定
- ・水質機器室 一式
物置タイプ
内寸1150mm×1850mm以上
外寸1200mm×1900mm未満×2500mm未満
- ・その他工事 一式
電機工事、配管工事、配管ルート土工事
水質機器室築造工事
水質機器室用分電盤据付、水質機器用分電盤据付

(上記各機器及び配管材料の仕様は、設計書及び詳細仕様書を確認すること。)

- 5 予定価格 8,365千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限基準価格 7,050千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市水道局告示第49号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年11月1日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
平井建設株式会社	代表取締役 平井克	奈良市三条大路二丁目1番66号	平成25年10月30日

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市水道局告示第50号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年11月15日

奈良市水道事業管理者
池田修

1 入札に付する事項

口径150耗配水支管改良に伴う路面復旧、奈良市学園朝日元町一丁目～学園朝日町地内ほか4件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年11月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

平成25年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年11月8日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成25年11月12日（火）
午前10時から

2 場所

奈良市立若草中学校 2階 図書室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成25年度12月補正予算要求について
- (2) 第三者委員会の報告書について
- (3) 平成26年（平成25年度）奈良市成人式について

- (4) 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議アドバイザーの委嘱について
- (5) 第4回世界遺産学習全国サミットinならについて議事
- 議案第44号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（西部公民館学園大和分館）
- 議案第45号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（南部公民館精華分館）
- 議案第46号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（南部公民館東九条分館）
- 議案第47号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（南部公民館明治分館）
- 議案第48号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（三笠公民館大安寺西分館）
- 議案第49号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（田原公民館横田分館）
- 議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（田原公民館水間分館）
- 議案第51号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（田原公民館杣ノ川分館）
- 議案第52号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（富雄公民館元町分館）
- 議案第53号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館興ヶ原分館）
- 議案第54号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館邑地分館）
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館丹生分館）
- 議案第56号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館北野山分館）
- 議案第57号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（若草公民館佐保分館）
- 議案第58号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（興東公民館東里分館）
- 議案第59号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（興東公民館狭川分館）
- 議案第60号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（興東公民館大平尾分館）
- 議案第61号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（春日公民館西木辻分館）
- 議案第62号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（春日公民館大安寺分館）
- 議案第63号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（春日公民館済美南分館）
- 議案第64号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（二名公民館二名分館）
- 議案第65号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（二名公民館西登美ヶ丘分館）
- 議案第66号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（京西公民館平松分館）
- 議案第67号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ

いて（伏見公民館あやめ池分館）
 議案第68号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
 いて（平城公民館歌姫分館）
 議案第69号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
 いて（飛鳥公民館白毫寺分館）
 議案第70号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
 いて（都跡公民館佐紀分館）
 議案第71号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
 いて（都跡公民館尼辻分館）
 議案第72号 奈良市学校給食費の管理に関する条例の制
 定について
 議案第73号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行
 規則の制定について
 議案第74号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施
 行規則の一部改正について

4 その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につ
 いて 10月～11月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分ま
 です。定員は10名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年11月8日揭示済)

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する
 条例施行規則をここに公布する。

平成25年11月13日

奈良市教育委員会
 委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第15号

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関
 する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市立高等学校及び幼稚園におけ
 る授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）
 の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 奈良市立高等学校の入学料については一条高等学
 校入学料納入通知書（別記第1号様式）、授業料につい
 ては一条高等学校授業料納入通知書（別記第2号様式）、
 幼稚園の入園料及び保育料については幼稚園入園料・保
 育料納入通知書（別記第3号様式）により徴収するもの
 とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼稚園の入園料及び保育料
 については、口座振替による方法により徴収することが
 できる。この場合において、納入の通知は、幼稚園入園
 料・保育料納入通知書（口座振替）（別記第4号様式）
 により行うものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育
 委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年11月7日か
 ら適用する。

別記

第1号様式

<p style="text-align: center;">奈良市</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 一条高等学校入学料納入通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学 校 名</td> <td>奈良市立一条高等学校</td> </tr> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>No</td> </tr> <tr> <td>生 徒 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 学 料</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年度 一条高等学校入学料領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>No</td> </tr> <tr> <td>入 学 料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 入 期 限</td> <td>平成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">生徒名</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり平成 までに納めて下さい。</p> <p style="text-align: center;">奈 良 市 長 印</p> <p style="text-align: center;">(注) 裏面に納付場所等、指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。</p>	学 校 名	奈良市立一条高等学校	通 知 書 番 号	No	生 徒 名		入 学 料	円	通 知 書 番 号	No	入 学 料	円	納 入 期 限	平成	<p style="text-align: center;">奈良市</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 一条高等学校入学料納入通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>No</td> </tr> <tr> <td>款 目</td> <td>使用料及び手数料</td> </tr> <tr> <td>細 節</td> <td>教育使用料 全日制高等学校料</td> </tr> <tr> <td>納 入 期 限</td> <td>平成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">生徒名</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">奈 良 市 会 計 管 理 者</p> <p style="text-align: center;">(受付金融機関名 (奈良市保管))</p>	通 知 書 番 号	No	款 目	使用料及び手数料	細 節	教育使用料 全日制高等学校料	納 入 期 限	平成
学 校 名	奈良市立一条高等学校																						
通 知 書 番 号	No																						
生 徒 名																							
入 学 料	円																						
通 知 書 番 号	No																						
入 学 料	円																						
納 入 期 限	平成																						
通 知 書 番 号	No																						
款 目	使用料及び手数料																						
細 節	教育使用料 全日制高等学校料																						
納 入 期 限	平成																						

第2号様式

<p style="text-align: center;">奈良市</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 一条高等学校授業料納入通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学 校 名</td> <td>奈良市立一条高等学校</td> </tr> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>No</td> </tr> <tr> <td>生 徒 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授 業 料</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年度 一条高等学校授業料領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>No</td> </tr> <tr> <td>学 期 分</td> <td>平成</td> </tr> <tr> <td>納 入 期 限</td> <td>平成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">生徒名</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: center;">奈 良 市 会 計 管 理 者</p> <p style="text-align: center;">(この領収証書は5年間保存して下さい。)</p>	学 校 名	奈良市立一条高等学校	通 知 書 番 号	No	生 徒 名		授 業 料	円	通 知 書 番 号	No	学 期 分	平成	納 入 期 限	平成	<p style="text-align: center;">奈良市</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 一条高等学校授業料納入通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>No</td> </tr> <tr> <td>款 目</td> <td>使用料及び手数料</td> </tr> <tr> <td>細 節</td> <td>教育使用料 授業料</td> </tr> <tr> <td>納 入 期 限</td> <td>平成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">生徒名</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">奈 良 市 会 計 管 理 者</p> <p style="text-align: center;">(受付金融機関名 (奈良市保管))</p>	通 知 書 番 号	No	款 目	使用料及び手数料	細 節	教育使用料 授業料	納 入 期 限	平成
学 校 名	奈良市立一条高等学校																						
通 知 書 番 号	No																						
生 徒 名																							
授 業 料	円																						
通 知 書 番 号	No																						
学 期 分	平成																						
納 入 期 限	平成																						
通 知 書 番 号	No																						
款 目	使用料及び手数料																						
細 節	教育使用料 授業料																						
納 入 期 限	平成																						

(注) 裏面に納付場所等、指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

第3号様式
(1枚目)

平成 年度 幼稚園入園料・保育料納入通知書

奈良市

保護者名 _____ 様

園見名 _____

平成 年 月 日

奈良市長 印

園コード	幼稚園名
	幼稚園
区分	通知書番号
入園料	円
保育料(年額)	円

〈納付について〉

- (1) 上記幼稚園入園料・保育料を各納期限までに納めてください。
- (2) 納付場所は、裏面の金融機関等をご利用ください。
- (3) 領収書は、5年間保存してください。

(注) 裏面に納付場所等、不服申立て等について記載する。

(2枚目)

<p style="text-align: center;">平成 年度 幼稚園入園料領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>園コード</th> <th>区分</th> <th>通知書番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">入園料 _____ 円</p> <p style="text-align: center;">納期限 _____</p> <p>園見名 _____ 保護者名 _____ 様</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; font-size: 40px;">入</div> <p>奈良市会計管理者</p> <p style="font-size: small;">この領収書は、5年間保存してください。</p>	園コード	区分	通知書番号				<p style="text-align: center;">平成 年度 幼稚園入園料領収済通知書</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">20 奈良市</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> <td style="width: 10%;"> </td> </tr> </table> <p>領収年度科目 1 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>園コード</th> <th>幼稚園名</th> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: right;">幼稚園</td> </tr> </table> <p>園見名 _____ 保護者名 _____ 様納</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; font-size: 40px;">入</div> <p style="text-align: center;">受付金融機関 (奈良市保管)</p> <p style="text-align: center;">納期限 _____</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり取納しました。</p> <p style="text-align: center;">(あて先)奈良市会計管理者</p>											園コード	幼稚園名		幼稚園
園コード	区分	通知書番号																			
園コード	幼稚園名																				
	幼稚園																				

この領収済通知書は直接機械に読みこまれますので汚したり折り曲げないでください。

(注) 裏面に指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

(3枚目)

平成 年度 幼稚園保育料領収証書		平成 年度 幼稚園保育料領収済通知書		10 奈良市
園コード	区分	通知書番号		
1	期	保育料		
納 期 限		納 期 限		
園見名 保護者名		園見名 保護者名		
領収日付印		領収日付印		
上記のとおり 領収しました。		上記のとおり 収納しました。		
奈良市会計管理者		(あて先)奈良市会計管理者		
この領収書は、5年間保存してください。		(奈良市保管)		

この領収済通知書は、指定金融機関に送付する必要がありますので汚したり折らないでください。

(注) 裏面に指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。
第2期・第3期については、この様式に準じる。

(4枚目)

平成 年度 幼稚園 **入園料** について
保育料

入 園 料
保育料(年額) 　　　　　　です。

1	期	納付月 4 月	
2	期	納付月 9 月	
3	期	納付月 1 月	

第4号様式

平成 年 月 日

平成 年度 幼稚園入園料・保育料納入通知書（口座振替）

郵便番号

住 所

保護者名

様

奈良市長

印

平成 年度幼稚園入園料・保育料について、下記のとおり通知します。

幼稚園入園料・保育料は、ご依頼のありました下記の預貯金口座から振替します。

記

- ◇ 入 園 料 円 振替（払込）指定日：平成 年 月 日
- ◇ 保育料（年額） 円
- 1 期 円 振替（払込）指定日：平成 年 月 日
- 2 期 円 振替（払込）指定日：平成 年 月 日
- 3 期 円 振替（払込）指定日：平成 年 月 日

園 児 名		幼 稚 園 名	
区 分		通 知 書 番 号	

銀 行 名		支 店 名	
口座名義人		口 座 番 号	

- ◆ 振替（払込）済通知は発行いたしませんので、お手数ですが通帳でご確認ください。
- ◆ 残高不足等で振替（払込）できなかった場合は、納入通知書を発行いたしますので、納入通知書裏面の納付場所にて納付願います。

（不服申立て等）

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
2. この処分の取消しを求める訴えは、1の決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提訴することができます。なお、処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の決定があった日から1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することはできません。

問い合わせ：

(平成25年11月13日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第16号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中

入所希望月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
その他																								

を

入所希望月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月											
延長保育希望月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月											
その他																																				
変更年月日	年												月												日											

に

改める。

附則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(平成25年11月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第69号

平成25年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年12月3日から平成25年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年11月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第70号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年12月3日から平成25年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年11月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年11月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成25年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年11月1日

奈良市農業委員会
農政部会長 吉川 隆 男

- 1 日時
平成25年11月8日（金） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 案件
議題第1号 農業に関するアンケートの実施について
第2号 農地利用状況調査の実施について
第3号 農業相談会の実施について
報告第1号 農業委員会が定める下限面積について
その他

(平成25年11月1日揭示済)

奈良市農業委員会告示第21号

奈良市農業委員会平成25年11月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年11月8日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田 嘉文

- 1 日時
平成25年11月14日（木） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（10月専決処理分）
 - (5) 水田利用転換届出について（10月専決処理分）
 - (6) 許可・受理の取消しについて

- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (9) 知事許可について（10月許可分）

(平成25年11月8日揭示済)